

14.5  
93

朝鮮總督府調査資料第3輯  
— 印度統治に對する批判 —  
朝鮮總督府庶務部調査課  
国立国会図書館



始



14.5  
93

三夕62

印度統治に對する批判



調査資料第三輯

貴族院
函
号
冊

貴族院  
函  
号  
冊

145  
93



81W09476

### 緒言

本編は印度の志士ライバット・ライの著した「ザ、ポリチカル、フューチャヤ、オブ、インディア」を本府囑託相川氏の譯したものである。ライは印度國民黨の勇將であるが、その反英思想は穩健で、その主張も公平である。ライには數種の著述があり、新聞をも經營して居る。私立大學の建設者で、印度人間に重きをなして居る人物である。

歐洲の戦雲が收つて民族自決の主張が大陸を風靡するや、小邦が相次いで分立し、その餘波は世界各國の領土にも及んだ。埃及は獨立せる國家を組織し、印度、比律賓にも不安の空氣が満ちて來た。慧眼なる英國は印度人の不平を緩和すべく、時の印度事務大臣及印度總督をして、印度行政の大改革案を起草せしめた。兩委員の報告は餘程進歩した意見であつて、英國人間には反對を唱へたものさへあつた位である。最近印度に於て二院制の國會が創設せらるるに至つたのも、この報告の結果である。

然るに印度人はこの報告にすら満足を表せないで、自治黨が多數を占むる印度議會は完全なる責任政府を樹立せんとする希望を表示する決議をした。二月廿六日倫敦發電報で、印度事務大臣が上院に於て

今日俄に印度に完全なる責任政府を樹立するは印度國民にとつて單に危険と云ふのみならず、危険以上に有害にして、最大不幸を來さんことを虞れる  
 と述べたと報じたのは、印度議會の希望に對する英國の意向を聲明したのである。  
 本編に掲ぐるライの意見は大體に於て右合同報告に對するライの批評であるが、これは心ずしもライの一家言でなく、印度人一般の希望と見ることが出来る。また本編中に合同報告とあるのは、この改革立案者の報告を指すのである。

大正十三年四月

朝鮮總督府庶務部調査課

印度統治に對する批判



次

一、財政の獨立……………一頁

二、文官の任用……………七

三、印度の國防……………一四

四、印度に於ける外國人の跋扈……………一六

五、革命運動の原因と經過……………一九

六、革命 黨……………二七

七、印度の教育……………三三

八、壓迫されたる印度の産業……………三七

## 一、財政の獨立

凡そ自分の國土を有しながら、自立するを得ず、經濟上他國の羈絆を脱し能はざる程悲惨な事はない。經濟上の獨立を有せざるは、個人としても、國家としても、有ゆる不幸の根源である。經濟上他人に絶るものは、その外觀の如何に拘らず、奴隸である。衣食その他の必需品を自ら補給し得てこそ眞の自主的國民と云ふべきである。

富貴を得んとの慾求は人類一般の常である。社會百般の活動の起るもこの慾求あるが爲めである。宗教すら、その現状を以てすれば、金錢の問題に過ぎぬのである。

隷屬國民が屈辱を痛感し、その境遇の果なきを嘆ずるには、種々なる理由はあるが、彼等が最も憤慨するのは、自國の經濟的利益が悉く占有者の爲めに壟斷されることである。この憤慨の度は、運輸の便開け、旅行は便利になり、科學の應用普及し、經濟的活動の盛んになつた今日に於て愈々高まり行くのである。國と國との、争に於て、勝利は富裕なる國に惠まるゝ。富力を缺けば体力も智力も充分の用をなさない。

自ら食糧の生産者でありながら、その生産物を自國に保有するだけの富力を缺けば、餓死を免れない。自己生存の法則は、自分の財政を欲するがまゝに管理し得るを要件とし、人道を尊び、他人の

權利を侵害せざるを條件とする。故ラネード氏は印度に於ける英國統治の經濟的効果に就き左の如き意見を述べた。

或る一國が他國を政治的に征服する場合に資本と、企業と、技能を以て其の國の貿易と産業に致命的の壓迫を加ふることは、餘り目立たぬ方法ではあるが國家の生命を形成する有ゆる活動の泉源を枯渇せしむるものであつて最も怖るべきものである。

一九一七年ウエストミンスター・ガゼット紙に寄せたるカーゾン卿の信書中にこんな事を云つてある。

印度の財政方針は過去三、四十年間、カルカッタよりは多くマンチエスターで立案された。

これはマンチエスターの製造業者が陰然印度の産業に干渉を試みたことを云ふのである。

印度の財政策を印度事務大臣や、英國議會の專斷に任せたことは印度人の最も不快とする所であつて、完全なる自治を要求するに至つた端緒である。

合同報告にも左の如き一節がある。

印度人は貧弱である。印度の貧弱なる状態は産業の開發によりて一般國民を平等に幸福ならしむるものにあらずやこの疑問を懐くに至つた。また教育ある印度青年の爲めに進路を開拓せざりしは、過去に於けるベンガル暴動に直接關係のありしことも明白な事實である。更に重大なりしは、印度が

その消費する製品を多くは外國に仰がざるを得ざるを見て、之を憂慮する印度人の心に一大不平が起つたことである。

印度の海外貿易が膨脹するのは事實である。然るにその真相を究むるに非常に低廉なる印度の原料品を輸出して、高價なる加工品を輸入し、その利益を蒙るは製造業の進歩せる外國である事を發見し、愛國心に富める印度人は何故にこの利益を自國のものとなさざるやと慷慨した。また印度に於て隆昌を極むる産業の最大部が何故に歐洲の資本と技術を待たざるべからざるかと疑つた。

印度の貿易は主として英國と取引せらるるの故を以て、印度産業を盛大ならしめざるは英國の製造業者を保護する爲めであるとなし、印度棉製品の消費税を全廢せざるはランカシャを利益する證據なりとした。

以上合同委員の報告は公平無私である。

財政的自主なくしては眞の自主はない。財政の獨立は自主的存在の前提である。

嘗てチエンバレイン氏が「印度人は英國の爲めに無限に薪を切り、水汲役を勤めて満足してゐるに及ばぬ」と述べたのは意味深長である。

一九〇五年の自作自給運動は教育ある印度人が、日本の進歩と實力を見て、東亞國民が外國人の力を俟たずして、大事を成就し得る好箇の實例を認めたが故である。終に印度人は産業的進歩に留意す

る自國民の政府を組織すれば、印度は如何なることをも成就し得べしとの確信を有するに至つた。

四

大戦後世界各國は政治的勢力の消長に大關係を有する自國の製産品の爲に市場を争ふに當り、印度が各製産國の捨賣場たるに安んじなければ、印度の産業的發達を謀る必要は愈痛切なるに至つた。印度は生産國として相當の位置に立つには、英國政府が能ふ限りの援助を惜まざらんことを要求するの權利ありと主張し、若し之に應せざれば印度はその出所の如何を問はず、總ての輸入品を不利に陥らしむべき關稅を強要するに至るべきは想像するに難くない。故に今は國論を一變して、英國政府は印度の産業的發展を計らんが爲に責任を負ふに至らんことを望む。過去に於ても、また最近の非賣同盟の實驗によるも、印度の資本は廣く利用し能はざることが證明された。また少くも社會の一方面には實業教育を好まぬものがある、また互に相信する精神に缺くる所がある。熟練なる職工が居らぬ。勞力は豊富であるが、その生活を向上せしむべき教育を缺いてゐる。また實業教育が甚だ不備である。此等の重大なる缺點は救済の途がないではない。國家が奮發率先して、指導誘掖の任に當れば敢て難事とするに足らない。

印度は鑛物及植物に富んでゐる。戰爭中印度は滿俺、タンゲステン、雲母、黃麻、椰子原油、ラック(樹脂)等を潤澤に供給した。石炭は充分であるが、唯地理的分配が不平均であるのを遺憾とする。大河は水力を利用するに足り、石油は産額を増加し得るの望がある。森林の富源は無限である、唯

現代的輸送法、資本、勞力を得れば斯業の發達には一點の疑もない。陰忍努力して天産を保護し、且科學を應用して、生産を改良し、産額の増加を計らば、將來の利益は莫大なるものである。印度に於て安全に且つ有利に投資することの出来る保證があれば、印度の資本を吸收することも出来、銀行及信用の利用敏活なるに至れば資本は益増加するのである。

勞力は充分であるが、使用の方法が不經濟であるから、不利益な缺點があるが、機械の使用を擴張して、産額の増加を計ることが出来る。また科學的方法を應用すべき餘地は廣い。今や新産業を起し舊産業を發展せしむべき機會は熟してゐる。少數の野心家でなく、印度人一般が印度の資本と勞力を調和して國益の爲めに當らんとする熱誠は印度産業發展の前兆と見るべきである。

以上は印度の産業に關する合同委員の意見である。尙委員は教育ある印度人の財政獨立に對する希望につき左の如く述べてゐる。

産業と關稅とは密接な關係がある。關稅は將來印度人の管理に移らんとする各種の事項と關聯するから、之に關する知識階級の印度人の意見を聴くのは無益でないと思ふ。

印度には純理派の自由貿易論者は居らない。印度立法議院の議論によつて判斷しても、知識階級の印度人の輿論は關稅を非認して居らない。印度の歳入増加を計るに土地以外の健全なる課稅の基礎を求めて着眼したのが關稅である。印度の産業を盛大にし、着るに印度製の布を以てし、使用する

に印度の製品を以てせんとする印度人は、關稅政策を採用してゐる外國の實例を研究して、幼稚なる産業を發達せしむるには關稅によるを可とす主張した。

印度人は外國資本の利益に深く信賴する所がないやうであるが印度の産業の今日あるは全く外國資本の爲めであつて、外國資本の印度に流入するのは、關稅あるが爲めである。然るに印度人の財政獨立論に耳を傾け、稅權を印度人の手に移さば、外國の資本は流入せざるに至り、終に産業開發の資源に缺乏を來すのである。況んや一部の印度人にして製造業に従事する者が、英國の保護を拒絶すべしと論ずるも、公平なりとは云ひ難く、之を拒絶するは印度の利益の爲めなりと説くも、正當の議論とは認め難い。

以上の報告によるも財政の獨立は印度人一般の要求であることは明白である。

印度が大戦中貢獻したるに對して、財政の獨立を許可すべしとの議論をなす者もあるが、印度が強大となり、大英帝國と稱する、世界の種々なる民族より成れる大家族中に、正當なる位置を保ち、印度人自ら國事を處理し、産業を開發し、また貿易を營まんとするには、完全なる財政上の自由を附與されなければ不可能である。印度の領土と資源の大を以てして、猶且雨量の不足する毎に饑饉來を叫び、外國の恩惠と慈悲を乞ふは印度人の自尊心を傷け、非常なる屈辱を感するのである。

三億幾萬の人口を有し、天恵に富み、鑛物石炭の供給豊かに、勞力足り、世界稀有の技術的熟練を

有する國民が、憐れ經濟的征伐の下に生存するは見るに忍びざる境遇である。

印度人の希ふ所は財政の獨立を與へられ、國民の眞價を發揮すべき機會を得ることである。

## 二、文官の任用

占有以來今日に到る迄專政的に印度を統治して來たのは英國政府派遣の英國官吏である。彼等は絶大なる權力を附與され、その欲する所は如何なる事でも行はれないことはない。三億の印度人の運命は彼等の掌中にある。印度人を幸福に悦ばしむるも、不幸に泣かしむるも、彼等の欲するが儘で、若し彼等に多少の自省ありとすれば、それは彼等の義務と正義との觀念からである。絶大なる權力を有すること斯の如くであるから、彼等の中に多少の脱線をする者があるのも何んの不思議はない。反つて法外なる壓制と暴虐を行ふことの、今日以上に及ばざりしことが驚異に値する。印度の一般行政を委任されてゐるのは文官である。この文官は全部英國で募集され、採用される者は殆んど英國人に限られてゐる。一九一三年四月一日現在の千三百十九名の文官中僅かに四十六名が印度人であつた。總督、知事、行政參事會員を始め、凡そ嚴密なる監督を要する位置は、文官任用令を適用して、悉く英國人を以て充たしてゐる。故にその任用の實際について云へば、寧ろ利益を目的とする商事會社の觀がある。



結局印度の文官任用制は藩制の特質を、善悪共に發達せしめた觀がある。その排他的にして高慢不遜、而も自任の風あるは、古來の印度ブラミン族の寡頭政治と何等選ぶところがないのみならず、更に甚しき弊がある。ブラミン族は寡頭政治を行ふにしても、そこに人種、宗教文化の點に於て、民衆と密接の關係があつたが、現今の文官制は印度民衆と全く關係なき外人の手に歸してゐる。往時ブラミン族には武士階級と云ふものがあつて、寡頭政治の專行を監視した。この兩階級間の軋轢は一般民衆には一種の保護となつたが、印度に駐在する英國の軍人は、印度の文官を援助するのみならず、寧ろこれに屈從してゐるのである。

ブラミン族は非常な勤勉家で、大思想家、大文豪、大法律家、大政治家等が輩出したのであつて、嘗てブラミン繁榮の日には、その賢明にして精勵、思想の豊富なること世の如何なる官僚にも劣らなかつた、けれども彼等がとつた生活法は國民の活力の根本を絶滅し、組織的國民生活の源泉を涸渇せしめ、終に多數の國民をしてブラミンの意思に絶對屈從を餘儀なくせしめ、その智識を盲信するの止むなきに至り、その指導には絶對服從の状態に墮落した。人民は獨立の思想、行爲を缺き、遂に國民を擧げて萎縮病に罹つたのである。始めブラミンは、その一族に對し嚴格なる自省を強要し、彼等は貧困と禁慾主義の生活の外、何の求むる所なく、その經濟的利害關係はその主義に於ても實際に於ても、社會一般の利害と衝突する所はなかつたが、社會一般が萎微してしまつた。

ブラミンは商業を營むことを禁せられ、富を蓄積することを許可されなかつた。その一生涯は嚴密なる克己の生涯であつた。之に反して今日の印度文官は高給を貪つた上に、定期の昇級があり、退官後は商業に従事することも、他に富を増殖する計を樹てることも出来るのである。昔のブラミンの官僚と今の印度の英國文官との著しき差異は英國文官は印度國民と經濟上の利害を一にせぬことである。而も英國文官は印度民族の利益の守護者であり、印度に於ける英國の統治を危ふすることなくして、猶且印度民族の利益を増進し得ると稱して居る。元來英國文官には有能なる行政官が多い。個人的に云へば正直で、勤勉で用心深く、全印度を統一して組織的團體とし、統計等も出來たのは、英國文官の功績である。之は從來印度になかつたことである。

文官制の効果を全く無視する譯ではないが、過去一百年間英國の人種と宗教とに抵抗して、印度の利益を保護する爲に憤起し、忠實に且つ大膽に奮闘した多數の印度人を出したのもこの制度あるが爲であつた。英國の羈絆から印度を脱せしめんとして、幾多の個人は自分の發展向上を犠牲にして奮闘したが、悉く失敗に終つた。結局是等多數の犠牲者を出したのも英國が對内策や帝國主義政策の爲に英國民の利益を中心とする制度を作つた爲である。

ブラミンも英國文官もその專政的である點に於ては軌を一にしてゐる。彼等は配下の人民の自主的行動を好まない。總て官僚は民衆に向つて、上長として仰がれんことを求むるもので、長者として仰

ぐものには、恩惠を雨と降らす、その望に應じない者は之を斥けて壓迫を加へる。かくて民衆は悉く去勢され怯懦、卑屈の國民と化したのである。之が抑々印度官制に對し印度人が大不平を抱懐するに至つた原因である。然し一面に於て技師、醫官、警吏等がその身命を賭して、印度人の爲に盡したその技量と功績とは稱讃せぬ譯に行かぬ。

今印度國民黨員の文官任用令に對する不平を列擧すれば左の如きものがある、

- 一、文官は餘りに權力が過大であつて、實際國民の監督を受けず、また國民に對し無責任である。
- 二、高給者に外國人が多過ぎる。
- 三、補缺は凡て英國で行はれ、印度人は全く除外される。
- 四、同一の事務を執りながら、英國人と印度人の間には支給に甚しき等差がある。
- 五、英國人であれば無能なものも、人格宜しからざるものをも被免せぬ。
- 六、印度の經濟状態に比較して、英國高官の受くる俸給の高額なるは世界に無比である。
- 七、國家または政府の利益よりも英國人の利益が多く重せられる。
- 八、凡百の權力を官吏の掌裡にのみ收めるから國民は萎縮する。

従來英國のみに限つて採用した印度文官を印度に於ても採用せよと云ふのが印度人の主張である。

印度憲政黨の主張に依れば、文官の五割迄は印度に於て採用し、且つ毎年一分五厘宛印度人採用の率

を増加すると云ふのである。英國人間にすら二割五分説や三割三分説がある。印度の高等文官が殆んど全部英國人に占有せらるゝことが印度人の不平であるばかりでなく、印度の財源と歳入の上から考へて、印度の行政費が高價であること云ふのがまた印度人の大不平である。印度の産業が開發されなければ、増税の新財源はない。従つて行政費を節約する外には途がない。それを實行するには英國人に配當してある高等官の數を減するのが最も有效な方法であること云ふのが印度人の主張である。

之に對して英人の云ふ所を聞くと、印度の統治には英國人の任用が必要である、統治機關を圓滿に運轉せしむるには英國人の監督を要する、また技術的方面には印度人にはその素養がないから英國人でなくては務まらない。

凡そ印度政府の諸官署の官吏程高俸を取る者は世界にない。陸軍省、土木省及司法省の書記官級が年俸二萬八千圓、大藏省、外務省、内務省、農務省、商工務省、文部省の書記官級が三萬二千圓である。その俸給以外に種々給與がある。その上に印度のルービーは米國の三十三仙、英國の十六片に換算するのであるが、ルービーの方が遙かに購買力が高い。

印度文部省の官吏の例を擧ぐれば、初任給が四千圓で一萬六千圓迄進級が出来る。米國では大學教授中一萬四千圓の年俸を取る人は殆んどない。ハーバード、エイル、コロンビア大學の優秀な卒業生でも家庭教師として四千圓乃至六千圓である。

印度行政費の高價なるを證する爲めに左に印度、日本及米國の比較を試みやう。

米國大統領の年俸は十五萬圓、日本の總理大臣が一萬二千圓、印度總督は十六萬六千圓の外に多額の特別給與がある。米國の國務大臣は二萬四千圓で、日本が八千圓、印度總督府諸大臣は五萬三千四百圓、米國の中央政廳には一萬六千圓以上の年俸を取る人は僅に三人である。日本では宮内省の官吏が五千五百圓乃至八千圓、次官級と内閣書記官長、警視總監は五千圓である。行政裁判所長と樞密院議長が六千圓である。印度では鐵道院總裁が四萬圓乃至四萬八千圓である。米國の州知事の俸給は五千圓乃至二萬四千圓で、フキリツピン總督が四萬圓である。印度ではマドラス州、ボンベイ州、ベンガル州の知事が八萬圓の外に多額の特別支給がある。バンチャブ州、聯合州、ビハール州、ビルマ州の知事は六萬六千圓で外に特別手當がある。英國の直轄外にある土人部落の總督代理は二萬二千圓乃至三萬二千圓である。印度中央政廳の官吏の高俸なるに比して一層高俸を得るのは州政府の官吏である。ベンガルに於ては判事補の三千二百圓から州參事會員の四萬二千六百六十六圓迄ある。ベンガル以外でも略々同様である。日本に於ては知事は三千七百圓乃至四千五百圓で外に四百圓乃至六百圓の特別手當があるのみである。

司法官を比較して見ても印度の右に出づるものはない。米國の高等法院の判事が二萬九千圓で巡廻裁判所判事が一萬四千圓、地方裁判所判事が一萬二千圓である。印度に於てはベンガルの判事長が四

萬八千圓で、ボンベイ、マドラス、聯合州の判事長が四萬圓地方裁判所の判事でも一萬四千圓乃至二萬四千圓は取る。日本の控訴院の判事、検事が一千八百圓乃至五千圓で、地方裁判所になると七百五十圓乃至二千七百圓である。

紐育市では警務總長以下の俸給が七千圓、五千五百圓、四千五百圓、三千五百圓、二千八百圓と云ふ等級になつてゐる。日本の警視總監は五千圓で、巡査の最下級俸が月額十三圓である。印度に於ては警務總長が一萬六千圓乃至二萬四千圓で、次長が一萬二千圓乃至一萬四千四百圓である。地方の警務總長は五千三百三十二圓乃至九千六百圓、次長は二千四百圓乃至四千圓警部が一千二百圓乃至二千圓である。警部補が四百圓乃至八百圓で巡査部長が百二十圓乃至百六十圓、巡査が八十圓乃至九十六圓である。印度に於ける上級官吏と下級官吏との俸給の差は米國や日本の比ではない。

最後に教員給の比較を取つて見やう。米國では初等學校の教員給が一千四百四十圓乃至三千圓である。猶上級學校に於ては三千六百四十圓乃至四千五百二十圓である。初等學校の校長給が七千圓で、副校長給が五千圓である。中等學校教員の俸給が一千八百圓乃至六千三百圓で、師範學校が二千圓乃至六千五百圓で、中學も師範も校長給は一萬圓である。紐育學務局長の俸給は一萬五千圓である。日本の文部大臣の俸給が八千圓で、教員の最下給が月額十六圓乃至十八圓である。米國では大學教授の俸給は六千圓乃至一萬圓で、日本では六百圓乃至四千圓である。印度では大學教授は最高俸を拂はれ

てゐるが下級教員は實に薄給である。下級官吏教員は全部印度人であることを忘れてはならぬ。

(註) 日本の俸給額は俸給令改正以前のものに依りたるもの如し

### 三、印度の國防

印度の國防について、第一に述べたいのは、印度に於ける英國統治の創設以來英國が印度防備の爲に一文字半の出費を負担せぬ事である。印度の國防は悉く印度の歳入を以て支辨してある。之に反して印度は英帝國の防備や軍備擴張の爲めに數百萬の金錢を支拂つた。印度沿岸防備の爲めに英海軍が貢献したるに對しては、印度は支那、埃及、南阿其他に於て充分之に報酬したのである。

印度の陸軍は英兵と印度兵を以て編成してある。世界大戰前の編成によれば英兵八萬、印度兵十六萬であつた。陸軍に關する印度人の不平は印度人を士官に採用せぬこと、英國分子の過多なることである。而も印度に於ける英國軍人は上司令長官より、下一兵卒に到る迄、印度の歳入を以て支給されてゐる。印度は英國人の爲めに單に入營中その勤勞に對し報酬を與ふるのみでなく、之を訓練するのも、武装するのも、皆印度の負擔である。退職にも轉任にも、恩給にも、全部印度がその支出の責任を負ふのである。また英兵疾病の際はその治療費も、その他英兵の爲めに英國にて規定することは總て印度の負擔となつてゐる。然るに英國の陸軍も海軍も他の自治領の爲に盡した程に印度の爲に盡

さないのである。印度兵が如何に國防に勉勵しても英國がこれを優待しないのはバンヂャブを見れば判る。平素印度の國防軍に最も多數の兵士を送つてゐるのはバンヂャブである。また大戰中戦闘員、非戦闘員の大多數を歐洲の戰場に送つたのもバンヂャブであるのに、バンヂャブ在住の市民の資格はベンガル、ボンベイ、マドラスの市民と對等でない。バンヂャブの市會及其他の地方會には前記の諸州に與へられてある權能が與へられてゐない。その裁判の如きは英國の統治下にもかゝる古風なことがあるかど驚かるゝ程舊式である。今も軍人が裁判權を行使してゐる。印度人の裁判事件には陪審裁判の制度はない。

印度國防に貢献したのは以上述べた如くであるが、バンヂャブは何等市民として進歩又は自由を得る機會を附與されなかつた。

要するに印度はその國防に關する責任を避けんとするものでもなく、また英帝國の防備に貢献することを嫌ふものでもない。國防について印度人の希望を列記すれば大略左の如きものである、

- 一、印度軍隊所屬の士官は印度人を以て之に充つること。
- 二、武器、彈藥其の他の軍需品は成るべく印度にて製作すること。
- 三、印度軍隊より英國分子を著しく減少すること。
- 四、傭兵制度を廢し國民軍を以て之に替へ、常備軍を縮少して豫備軍を擴張すること。

五、前記の目的を達するために、一種の強制的訓練を行ひ、十七歳乃至二十一歳の印度人に軍隊的訓練を施し、短かくも一箇年間軍務に就かしむること。

六、是が準備として現行の取締法を廢し、平時にも戦時にも印度人に武器を所持することを許可し、その使用に慣れしむること。

七、將來經費の許す場合、印度の海軍を創設すること。

印度の軍政と軍隊を英國の監督より離れしむべしと主張するも、それは實行不可能ならん、また印度の輿論も國防を直ちに印度人の手に收むべしとまでは進んで居らぬ、併し更に多數の印度軍人を士官に採用せられんことは印度人多年の希望である。重要な軍職を英國人が占有することは相當理由あることと認むるも、印度青年をして國防の任務に干與せしめざるは、公平なる處置と思はれない。

#### 四、印度に於ける外國人の跋扈

軍隊及官界外に於て印度に居住する歐米人が多數ある。其の大多數は商業家である。其の外、教育に従事する教師あり、社會に健全なる風習を養成せんとする宣教師あり、又退職軍人、官吏にして壯年時代を印度の爲に犠牲に供し、その晩年を印度奥地の避暑地に平和に送つて居る人もあるが、印度人間には是等外國人に對する不平も相當にある。

官吏以外の歐米人が全然印度の政治に干渉しないと云ふならばそれは不當である。否事實は全く之に反してゐる。本國又は印度に居住する英商が印度の政治に大なる干渉を加へてゐる。印度で營業する英商は自分の利益が母國の商人の利益と衝突せぬ限り、本國の製造家の要求を尊重するが、然らざる場合には在印英商の利益は印度政府に於て充分保護されるのである。

在印英商は印度政府の特殊の保護を得て、印度の低廉なる勞働を利用して、莫大なる利益を獲得するにも係らず、印度の歳入には最小限の納税をして、印度の産業より生ずる利益を壟斷し、印度の發達に最大妨害を加へてゐる。英商には有力なる新聞があつて、印度に於ける英國の專制政治を謳歌し、英國の勢力を強固ならしめんが爲には事實を曲げ、猥りに統計の數字を増減する。彼等英商が今日迄印度政府の意思を左右するに多大の勢力を有したことは何人も拒む能はざる事實である。

其の他の歐米人で印度に永住せず、貯金の出來るのを待つて歸國する連中は、印度で奉職の途を杜絶されて、米國や英國を流浪し金儲けに餘念のないヒンズー人と何の選ぶ所はない。今日に至る迄歐米人はその國籍の如何を問はず、印度に於て特權を與へられるのであるが、生え抜の印度人には之が拒絶されてゐる。獨逸人でも、埃太利人でも、ブルガリヤ人でも、一通の免許狀なくして如何なる武器をも無制限に所有することを得るが、印度人は上流社會の人でも、官等高きか、官憲の特別の恩恵に依るにあらざれば、武器を所有することを許可されない。然るに外國人であれば、ユダヤ人であれ、アル

メニヤ人であれ、トルコ人であれ、ロシア人であれ、スカンデネビヤ人であれ、デンマーク人であれ、イタリヤ人であれ、スコットランド人であれ、如何なる人にもこの特権が附與されてゐる。また是等外國人は六箇月以上の禁錮を伴ふ犯罪事件には、過半数の外國人を以て組織する陪審裁判を要求する特権があるが、ボンベイ、カルカッタ、マドラス以外に居住する印度人にはこの特権はない。印度人を裁判する陪審裁判にも歐米人が過半数を占めてゐる。印度人はこの外國人を優遇して印度人を疎外する差別的待遇を好まないものである。

印度人は如何に愚蒙でも、猥りに外商や外國資本を排斥して反つて自國の發展を妨害するやうなことはせぬ。印度人の望む所は外國人の商業が印度の利益を妨害せぬと云ふ條件の下に經營されることである。印度人の主張するのは平等と互恵である。

印度人は宣教師に對してその勢を多とするのである。印度人は宗教家には、その信條の如何を問はず恭敬の念を懐くのである。基督教の宣教師が印度に於て安全にして自由なる位置に在るは、ヒンヅ教や、モズレム教の僧侶以上である。之れ印度人が強ち排外思想に富むものでない證據である。

自由思想の發達せる印度に於ては宗教家が從來の如く尊敬を受けんとするのは無謀である。印度にも世界思潮の大勢は波及する。そのヒンヅ教たるは、回教たるは、基督教たるはを問はず、總て獨斷的宗教は衰頹の状態に在つて、政策的威力を以て之を防禦せんとしても及ばない。從來一般の印度

人は、印度の宗教家に對してよりも基督教の宣教師に對して深き尊敬を拂つた。併し滯印中に、優遇と、尊敬と、名譽を與へられたる宣教師は歸國後印度人を極端に誹謗して之に酬いた。印度人が米國その他に於て輕蔑せらるゝに至つた責任は是等宣教師にある。

備考 現今印度居住の外國人は左の二種である(一九一九年調)

- (イ) 純粹の歐米人が約二十萬人で、内一七八、九〇八人は英領印度に二〇、八六八人は領外印度に居住し。
- (ロ) 印—英人(混血)が約八萬三千人で、内六八、六一二人は英領に一五、〇四五人は領外に居住してゐる。右二種を合算して全印度に約三十萬人の外國人が居住してゐる。

## 五、革命運動の原因と經過

一九一七年十二月印度政府は委員を任命して(一)印度に於ける陰謀の性質及範圍を調査し(二)かかる陰謀を處置するに必要な各種の問題を講究し、之が有效なる對策を建議せしめた。委員は英國人三名と印度人二名で、英國高等法院刑事部判事ローラット氏を委員長とし、其他の委員も判事又は辨護士等で相當地位ある人のみであつた。

委員は一九一八年四月調査の結果を報告し、政府は之を同年七月公表した。

此の報告は過去二十箇年間印度に起つた政變及革命運動の經過を知らんとする者の看過することの出来ない材料に富んでゐる。委員は陰謀につき大要左の如き結論を下した。

ボムベイ陰謀の計畫者は純然たるブラミン族であつた。ベンガル陰謀の参加者は中産階級の教育ある青年であつた。ベンガル陰謀者の宣傳は熱烈で、巧妙で、敏捷であつたので、ベンガルには長く暗殺や掠奪が繼續した。ビハル・オリサ、聯合州、中央州及マドラスでは革命の宣傳は効果がなかつた。唯折々輕微な反則や不穩の行爲があつたに過ぎぬ。パンチャブに於ては米國歸來の出稼人が、革命的色彩を帯びて、屢々暴行を敢てし、遂に一九一五年のガーダー(中産階級)の反亂となつた。ピルマでも中産階級の亂が有勢であつたが、程なく終熄した、最後に突發したのがモハメッドの亂であるが、これは小數の政治狂の行動で、外國の後援を俟つて、英國の統治を顛覆するのを目的として居つた。

總て是等の陰謀は暴力を以て英國の統治を顛覆するを以て唯一の目的とした。時には一地方に局限されたが時には各地方との連絡があつた。國外から煽動援助したのは獨逸であつた。

以上の報告に依るに反亂の眞因や、その當時の社會的、政治的及經濟的事情について何等記述する所なきは、甚だ遺憾である。而し多少宣傳の效果があり、形勢稍々重大となつたのはベンガルとパンチャブであつたことは明瞭である。この二州以外に於ては最近二十年間、重大事件が発生しなかつた

ことも、この報告の述べる通りである。

パンチャブで第一回の革命的陰謀が企畫されたのは一九一二年十二月で、第二回目はその翌年であつた。その後歐洲大戰中一度暴動が起つた。それで大戰前の革命動亂で多少重大なる形勢を呈したものはベンガル暴動ばかりである。

委員はベンガルに革命の發生するに至りたる事情について左の如く詳細なる報告をした。

革命煽動家中の錚々たるバレンドラが宣傳に最も努めたのはベンガルの中産階級に向つてであつた。ベンガル人は數百年來平和なる人民であつて、首府カルカッタの勢力に感化され、西洋學問の效用を理解したのは最近のことではない。彼等の大多數はヒンヅー人で、階級から云へばブラミンカイヤサス、ヴァイデアフである。英語教育の普及するに連れ、他の階級の人も亦中産階級の理想と生活状態を模倣するに至つたので、中産階級は村落にも都市にも充滿してきた。ベンガルで中産階級の居住する處、その子弟に英語教育を施すに熱心にして、私設の英語學校網を有する點に於ては他州の及ぶところではなかつた。この多數の學校の建設せらるゝに至りしは皆中産階級の企圖する所であつた。英國の統治がベンガルを中心として北印度に向つて徐々に進展するに従ひ、英語教育を受けたベンガル人を任用する範圍もこれと共に擴大され、こゝに英語學校の激烈なる増加を來したのである。從來ベンガル人は北印度の各地に於ても役所及中等以上の學校に於ても優勢を占めた

またその子弟をして高等文官及醫官の採用試験に應せしめんとして、英國に遊學せしめた最初の印度人はベンガル人とバルシー人であつた。

然るに他州に於ける中産階級にも英語の智識が普及するに連れて、ベンガル人の勢力は蠶食された。また、醫師、教師、辨護士等にして優秀なる技能を有しながら、稍々就職難を感ずるに至つた。ベンガル青年の教育は概ね文學で、彼等をして農商工の業務に向はしむるには不適當であつたので、彼等の爲に職業上新天地を開拓することは不可能であつた。また人口増加や地税の過重なることなどが原因となつて土地に對する執着心も微弱となつた。經濟的に失望の状態に陥り、定額の収入で衣食する多數の中産階級のもは物價昂騰の爲に大なる苦痛を感じた。而も昔時の榮華と西洋の思想や向上せる快樂を見聞せる彼等は、努力と高價を拂つて受けたる教育に對する金錢上の報酬を高められんことを希望した。遂に英語の教養ある中産階級が増加するに従つて、多數の青年は成長の後その生活状態に満足する能はざるに至つた。中産階級は從來常に印度政治運動の中心勢力であつて、その先輩は世界の大勢にも明るかつた。ベンガルの最大多数民は中産階級ではなくして農民であつた。農民は其の業務と宗教及階級の儀式に没頭して、他を顧る暇がない。慧眼なるブレンドラが着目したのはこの農民でなくして、中産階級であつた。彼が一九〇四年再起の際人心に大刺戟を與へたのは彼が明察の結果である。

以上委員の報告を精讀するに二個の重大事項を發見することが出来る。則ち第一、革命の端を發したのは西洋の教育を受けた知識階級の人々の間であつて、その首領の多くは英國に於て教育された印度人なること、第二、革命運動の眞因は經濟的意味を有することである。

印度政府の執りし政策は革命運動を鎮定するに效を奏せざるのみならず、却つてその發達を助長したのである。例へばカーゾン總督の大學令改正の如きはその目的は印度人の不平を除くにありしが、印度人には好感を與へず、政黨員は之を解して英語教育を受けんとする印度青年に制限を附するもので、國民の發展を妨ぐるものとした。また同總督のベンガル分離は平素の鬱積せる印度人の不平を極度に達せしめ、遂に大爆發をなすに至らしめた。

ベンガル州を分離して二個の獨立せる州を創設せんとする印度總督の政策には印度人は反對した。革命派はこれを撤廢せしめんとして、始め温和な手段を執つたが之に失敗して、革命的手段を選ぶに至つた。その取つた方法には左の如きものがあつた。

(イ)自作自給を實行し、非賣同盟を結びて、公然たる經濟的反抗を試みた。(ロ)無遠慮なる反英宣傳を行ひ、時に激烈なる印刷物を配布した。(ハ)民衆的勢力を以て教育機關を監督した。(ニ)體育を獎勵し身體の訓練を計つた。(ホ)宗教的偏見及形式を改善して之を國民化した。(ヘ)秘密結社を組織して不穩の宣傳を爲すと共に、戎器の用法を練習し、爆彈を製造し、武器を密輸入し、暗殺虐殺をも辭せざるに至つた。



(ト)軍隊に革命思想の普及を計つた、(チ)人心を惑亂し、強盜、掠奪により軍資金を調達せんとした。手段は漸次陰險惡辣となつた。

一九〇六年以降ベンガルに起つた革命暴動は二百十回に及びこれに關係せし犯罪者は千名を超えた實際有罪と認められたのは三十九件で八十四名であつた。その内、國防條令に問はれたのは三十名に過ぎなかつた。

革命の亂に加入した者は、殆んど總ての階級と職業に亙つて居つた。また、その最大部分はブラミンではなかつた。年齢から云ふと、十歳以上四十五歳に及んで居る。革命騷擾を未然に防ぐことが出来なかつたのと、處罰が當を得なかつたので、官憲を批難するものが多かつた。騷擾罪の犯人は通常の法令には依らず、新しい處罰令が頻發され、随分嚴罰が行はれたが、革命運動を根絶することも、防止することも出来なかつた。犯罪者の大部分は捕縛を免かれた。元來この政治犯は最初に巨頭を處罰せぬ限り革命運動は絶えるものでない。而し眞に有效なる革命防止策はこれを起すに至れる政治及經濟上の原因を除くのが最上策である。

學生が革命運動に多く加入したについてはこんな事情がある。革命主謀者はベンガルの英語學校を認めて騷擾参加者を得る本場として居る。大學も相當望を置かれてゐる。これ等の學校はベンガル全州に散在してゐる。また一市内に多數設立されてゐる處もあり、遠い東方の村落に孤立した處もあ

る。革命黨は多年この學校を狙つて成功したのである。不穩な小冊子が學生間に分配され遂に多數の學生が騷擾事件に連坐するに至つたのである。この英語學校は近來多數設置されたが猶増設を希望する聲が高い。この學校に入學すれば官署其他に就職が出来るのである。それで學校の増設が叫ばれる。貧困なる中産階級の青年が是等の學校を卒業して職業に就かんとするのは尤な次第である。然るに一方に於て社會的にも經濟的にも更に下層の人々も亦この職業を狙つて夫々榮達を計つてゐる。此處に競争者が増加したので賃金低下の傾向と、生活費の騰貴と、高價なる娯樂と、種々なる原因が輻輳して、生存競争は激烈となるばかりである。そこで教育の標準を高め、學校生活をして訓育上有效ならしむるには、學校の課程を改善する必要が切なるに至つたが、改善を實行するには經費を要する。茲に月謝引上げ説が起つた。然るに、貧困なる印度人は月謝の引上に反對である。翻つて社會の現状を見るに最も惡傾向を呈するのは、安月給で將來に光明を見出さず窮境に陥つた中等學校教員である。また父兄はその子弟の眞の利益に就いては定見がない。唯々入學試験が焦眉の急である。子弟が順當に進級して、一日も早く入學試験が受けられるれば、大抵の父兄は文句がない。併し眞にベンガルの將來を思へば、カルカッタ大學の入學歩合の良否よりは、日々中等學校で行はれてゐる授業其のものが重大問題であらねばならぬ。何となれば中等學校を現状の儘に放抛するのはベンガルの發展を妨害し、騷擾事件の發生上、見脱すべからざる局面である。反亂起り、犯罪行はるれば、カルカッタやダツカの

裏町即學校所在地を探索するのが常である。この邊は無政府主義の反亂を企つる者が、その運動員を大學生間に求むる得意場である。革命と關聯して最も恐るべきは中等學校で、政治的不平家や熱狂者の種子を播く處である。安月給で不平滿々たる教育家や、密集して陰氣な空氣の流通の悪い教室で、詰込み主義で靈魂までも奪はるゝ程の教育を施してゐる學校町は正に革命騷亂の製造所である。

かゝる状態にあるにも不拘、教育の改善は茲數年間放擲してある。教育は實用的でも獨創的でも、生産的でもない。印度革命の眞因を求むるものは、先づこの方面に注意すべきである。この現象は獨りベンガル、パンチャブに特有なものでない、印度全體に共通のものであるが、特にベンガルとパンチャブに顯著の發展をしたのは、一つはその住民の性質に原因するのである。ベンガル人は非常に愛國心に富み衝動的で興奮し易い。パンチャブ人は男性的で、情熱的で、勇猛で幾百年間のあらゆる侵略と攻撃に鍛練されて、頑強な性格を作り上げた。併しベンガルは英國占有以來、政府の恩惠の厚かつた處である。印度人任用の場合に最初の機會を與へらるゝのはベンガル人であつた、最高の勳章を下賜せられたのはベンガル人である、一七九三年制定以後地租の増加されぬのは全印度中ベンガルのみである。ベンガル人は印度人中最も教育あり、また、最も智識に富んでゐる。ベンガル人は凡ての事情遇に順應することも知つてゐる。その智力は優秀で、體力は強健である。英國政府に必要缺くべからざるものはベンガル人である。この忠實なる歐化され、教養あるベンガル人が革命運動の張本人

で而も英國に反抗して、有利に革命を進行せしむるのがこのベンガル人である。

何故にベンガル人は反抗するに至りしか深き疑問であるが、結局ベンガル青年が非常に經濟的壓迫を受けたことと極度の屈辱と墮落とに基因するのである。之が救済に就いても政府は全く無關心である。救済策は行はれない。教育は實用的でない。豫算を議する度に教育費増加が叫ばれたが、總てその提案は官吏以外の英國人や、宣教師等に後援されたる官吏議員が大多數を擁して否決した。斯くして英國人は印度人の不平の原因を作つた。今日印度に革命の氣運を助長せしめたのは英國人自身である、その責は英國人にある。

革命の原因が經濟的であるから之を救済するも經濟的施設に依らねばならぬ。教育を實用的にする、産業を奨励する、印度人任用の途を開く、軍事費を節約する、豫算の議決權を印度人に讓る。之れが革命を防止する策である。

印度人の統治が全然外國人の手にある間、又外國人の企業のみが繁昌する限り、革命は止まぬ。印度に自治を與へても前掲の改良を計らざれば革命は止まぬ。壓迫を加へて之を治めんとするのは無効であり愚策である。

## 六、革命黨

眞に英國の統治を嫌惡し、印度の爲に獨立又は憲政の自由を得んとするには、革命に依る外、他に途なきことを主張する微力な革命黨が存在せぬでもないが、この種の政黨員も今はかゝる罪惡的破壊手段を放擲するの可なるを認むるであらう。縱しこれを覺らすとするも法律の力は秩序を維持するに充分である。かゝる政客の存在は無節制なる動亂の發生を誘致するに至るは必然の歸結である。かゝる政黨の首領は政治に狂奔する弱年の黨員が經驗に乏しきものたることを記憶すべきである。收拾すべからざる結果を來す激烈なる煽動を爲すを慎み、之を鎮定する方法に向つて努力すべきである。何れの國にも煽動の爲に煽動を好む人がある又その煽動に乗せられる青年が多い。故に熱烈なる政談が之を理解する能はざる人に及ぼす結果の如何に猛烈なるかを反省するは、印度輿論の指導者を以て自任する過激なる政論家の義務である。愚昧にして、輕舉盲動する民衆を煽動するは易々たることであるが、之を鎮壓するは容易でない。平和を破壊し、暴力を濫用するも、政治は改善するものでない。印度の將來は懸つて各階級の人々の協力にある。國內にありて一種族が他種族を攻撃し、一宗教が他宗教を排斥するを以て愛國的行爲なりとする迷信を去らざれば、全體としての印度の進歩を阻害するものである。過激なる革命行爲を防止するを單に官吏の責任とすべきではない。政黨首領も力を合せて學生を驅りて犯罪を敢行させたり宗教的暴動及農民の騷動を誘起する如き煽動を防止するに努むべきである。騷擾は進歩の妨害である。殊に政争の手段としての騷擾

は其害が激しい。

以上は合同報告の一節である。印度に於ける革命運動は主として政治的色彩を帶び、一部は經濟的に、一部は無政府主義に傾いて居る。政治的及經濟的傾向は印度の特別事情に基き、無政府主義は戦後の世界的思想の反響である。最近印度に行はれんとする英國の對印政策の變更は或は政治的弊害を除く效あるべきも、革命黨を根絶し、革命運動を全滅することは信せられない。印度人の政治思想は結局社會的民主主義に傾くであらう。政治的差別を不平とする革命精神は、政治上の差別を除き平等を與ふれば、満足せしむるを得るも、社會的差別の存在する限り、革命思想は撲滅することは出来ない。印度に於ける新傾向の政治運動は反英的でないにしても革命的分子を含むべきは確實である。世界の歴史に徴すれば革命運動を暴力行使に陥れない方法は、一般の秩序安寧を維持するに足らば、勉めて強壓手段を避くるにある。秩序を保持しながら市民全體にその私權を自由に行使せしむることは善政の必要條件である。當局者は懲罰を嚴にすると共に豫防を有效ならしむる義務がある。これを爲すには二三の方法がある、一は英、米、佛の採りし方法、二はザールの採りし方法、三はカイザルの採りし方法である。革命運動の危險なる發達を防止する最良の策は英國の方法で、露、獨の方法は遠ざけねばならぬ。

抑々印度の土地と空氣は革命的思想と革命的手段の生育には適しない。印度人は直ちに革命的手段を

探るには餘りに柔順で、克く法律に服従し、その精神的傾向も革命に不向である。印度人は凡て暴力に反対である。彼等は暴力の効用に信用を置かない。印度人はその性質上にも、また傳說的にも執念深くもなく、復讐的でもない。非常に激昂し、多大なる危険に直面しなければ、よしその使用は法律的にも道徳的にも不都合でない場合でも、暴力の使用を望まない。

印度に於ける革命運動の發生の原因の一つは印度人に對する外國人の傲慢無禮の態度である。平素ベンガル人を怯懦なりと誹謗せしことはベンガル革命亂の發生に大なる結果を及ぼしてゐる。

合同委員は滯印英人の不謹慎につき左の如く戒めてゐる。

若し眞に英帝國から分離し、英國官吏と英國商人との手を離るゝことを望む印度人があれば、その思想の根本には英國人は印度人を同等と思ふて呉れぬと云ふ偏見が發見されると思ふ。漫然と播いた種子が政治上の大不平と云ふ收穫を齎らすことになるから英國人は男女を問はず、官吏も一般の人々も皆この過失に陥らぬやう注意する義務があると思ふ。また教育ある印度人は忍耐を養ひ、風俗、慣習等の差異から起る些細な缺點は寛大に見るがよい。

印度人の不平の原因は主として治者階級に在る。官僚は得て横暴な風がある。併し戦争後は此弊風が或る程度まで去られたやうである。

印度革命運動の蔓延を防止する途は治者階級が教育ある民間首領の意見を如何なる程度まで採用す

るかにある。また教養ある政黨首領が革命運動を有効に阻止する能はざりしは青年と親しく交はらな  
い爲である。また先輩には青年に近づいては威信を損すと云ふ誤解があつた。青年と交はれば不信を來  
たすか或は青年の暴擧のために窮地に陥ることを怖れて青年に接近することを避けたのである。革命  
的宣傳或は革命的活動を公然非難するのもよいが、著しい效能はない。教養ある先輩に望むのは、青  
年と交際して青年の性質思想を充分に知ることである、またその青年と意見を交換してこそ彼等を感じ  
化し得るのである。之も行政官や警察官が警戒を寛めぬ限り出来ることではない。秘密探偵が餘りに  
煩しく政黨首領に尾行するのは英國との親和を計る途でない。

革命の發生を有効に阻止するのは政黨首領と青年とを自由に交はらしむることである。また青年が  
革命に走つても首領を疑つてはならぬ、革命は疎外することによつて益々繁榮する。秘密は革命の友  
である。青年の受くる公開的な健全な感化を遮つてはならぬ、之を遮れば彼は直ちに秘密に走る。以  
後その運命は破滅に閉ざされるのである。一旦青年がこの境遇に陥れば彼を改心させ得るのは親切と  
友誼であつて脅迫や迫害は效がない。革命の宣傳に感激せる多數の青年には國家の真相を理解せぬも  
のが多い。彼に政治的教育を施す者がない、彼を遇すものは不健全なる國史で、彼を導くものは反動  
的帝國主義である。彼は天下の大事を正視する人々と交はる機會を持たない。彼はその本心を英國宣  
教師に開放することが出来ない。稀に開放してもそれは後悔を來すのである。英人教師と遠慮ない懇

談をすること、その要點は一々警察官の手帳に記入されるのである。かくして彼は黒星附の人となり、その一生を過るのである。印度人の教授、教員は彼と政治を談することを避けるので、彼は何の束縛なしに反對の方向に迷ひ行くのである。時に暴力を頼みとする似而非なる愛國者の詭辨に弄せられて怖るべき罪惡の途を辿り行くのである。不用心なる先輩は彼を虚偽、偽善、反逆、謀反にと墮落せしめる。道徳と政治は没交渉だなどと教へられる。英國の軍國主義や帝國主義の暴力は唯暴力を以てのみ阻止すると教へられるのである。かくして優良なる指導者を有せざる青年は道徳的に墮落して停止するところを知らぬのである。遂に彼は最も賢明にして、安全なる方法は凡ての人に自分の思想を秘すること、何人をも信用しないこと、總ての人を疑ふことであると確信してゐる。

彼の年齢の進まざると判断力の幼稚なるが爲め、多少の脱線は認容し、彼をして政治を公然遠慮なく論議せしむるのが彼を矯正する途である、また學校に於て組織的に政治史を授くるも可なりと思はれる。教員とも自由に接觸してその際交換した談話は後日警察官に利用されざる約束の下に教員と腹藏なく政治を談せしむるか、また思想界の大家や社會の有力者をして革命宣傳に反對して有效なる活動を行はしめんとするには秘密探偵尾行難を免れしめねばならぬ。且亦青年は常に遊戯場裡に立ちたる時の公平無私の精神を養成せねばならぬ。

## 七、印度の教育

印度に於ける政治の進展の一大障害は單に印度人全体の教育が不備であるからでなく教育の進歩が社會一般に對して不平均であるからである。政府の教育政策は各方面から種々の批評がある。英國直接統治以來六十年の努力によつて、全國民中僅に六分が教育があり、現に總人口中僅に四分が教育を受けつゝあるのは教育が甚だ不振であるとの批難がある。現今の印度教育は餘りに文學に傾き實際の必要に適合せぬと云ひ、或者は今の教授法は猥りに暗記萬能の詰込主義だと云ふ。或は前途有爲の青年を教育して單に官途に就くか、辨護士となる以外、何等の用途なき青年たらしめたるは當局の過失であるとする者あり、或は西洋風の大學教育を受けたる印度青年は印度の實際生活とは全然没交渉であるとの批難するものもある。初等の國語教育と英語の高等教育との聯絡を缺けるは甚しき缺點とされてゐる。

以上は合同委員の教育に關する報告の一部であるが、英國統治下に行はるゝ印度教育に對する印度人の不平を克く網羅してある。

抑々印度に於ける英國統治の創立紀元は一七五六年で、印度の普通教育を公費に移したのはヘスチングで、一七八一年のことである。印度人は英語を以て教育すべきや否やの議論は五十年間も決しな

かつたが、結局英語を採用することにしたのがマコーレイで、一八三五年である。一八二四年には歐洲風の教育を授くる學校がベンガルに十四校あつた。故に英國の直接統治以前から計算すると、英國が印度の教育に着手してから約三百五十年にもなるから、印度に於ける教育の成績は甚だ不良であると云へるのである。

經濟的に觀れば、印度が職業的専門教育を缺いたのは印度の爲に甚しい不利益である。印度大學を出た多數の卒業生は、諸官署の書記の資格を有するのみである。實際國家の必要とするのは、醫者や技師を今日以上に供給することである。政府が無職の智識階級を養成したこの批難は論據がある。併し印度青年を製造、商業及科學の應用に向はしめよこの教育上の不平を聞くに至つたのは、戦後世界を風靡した民族自覺の聲の起つた頃からである。

印度教育の不備なる點を根本的に研究すれば、印度の初等教育は事實上地方團體の手に移つてゐるが、中等教育は、最初から全然之を私設機關に放任した。大學は政府との關係あるに不拘、絶大の權能を有し政府の干渉を容れない。初等教育と中等教育との聯絡を缺きしことは、中等教育の成績に重大なる結果を及ぼし、大學は單に教育の仕上場たるの觀を呈するに至つた。要するに大學は完全なる大學教育を授けずして、單に官吏又は職業生活に入る爲の準備機關たるに過ぎずと思はるゝに至つた。かく不完全なる教育を受けて校門を出でたる印度青年が職業に就かんとして採用試験に失敗

するものゝ多數なるは教育の缺陷より來る自然の結果なるに、多數の印度人は罪を教育の不備に歸せずして、英國の惡政を攻むるの具としてゐる、獨立の生計を營むを目的として多年刻苦勉勵せる青年が多大の希望を懷いて、實際生活に入り、第一步に於て、失敗の苦き經驗を嘗め、生活費さへ得られざる悲境に陥りて社會を呪詛するも無理でない。教育上の效果の擧らざるは、社會の各方面に於ける顯著なる事實であるが、更にその眞因を求むれば、教育に對する支給の不足と、教員の修養の足らざるに基くのである。師範學校の生徒を募集しても、受験者の學力は甚だ不充分である。教員生活は印度に於ては從來尊敬の的であつたが、今日實力あり、人格ある人は身を教育界に投せざるに至つた。故に今日最も急を要するは初等及中等教育の改善が第一に着手すべき點であるが、中等教員の養成と教員生活をして智的人材を満足せしむることは更に大なる努力を必要とする。中等教育の改善は専門教育及大學教育改善の必要條件である。中等學校の改善を奨励し、また初等教育の監督を有効ならしむるには經驗に富める視學官に俟つ所が多い。教育を改善するには印度の識者は英國の教育家と密接の關係を保つ必要がある。

現教育制度の不完全なる點は代議院でも屢問題となつた、併し財政上の困難を察知せず、教育改善のために如何なる程度まで、新たに課税し得るやを研究せざれば、教育改良は實行されない。印度人間に印度教育の管理を印度人の手に移すべしと議論するに至つたのは、一の政治的進歩である。

またかくするに於て必要な教育改善費を發見する爲に大なる獎勵となると思ふ。茲に教育の必要を認め、その改良の希望が鞏固であれば、教育の進歩改良と共に必然政治的進歩を招來するを疑はない。政治的權力は政治的責任を盡すに於て始めて發生するものである。

更に他に必要な一要件がある。國運の進歩は選舉權の擴張とその理智的實行に伴ふものである。人民は投票及議會に於ける議員の職務につき公平に判斷し得るだけの教育を受けて初めて有力なる選舉人となり得るのである。教育を以て選舉資格の一に擧げんとする者はあるまいが、印度に於ける教育が現在以上に普及せざれば、普通選舉を不可能ならしむる幾多の困難あるは何人も否定しない所である。

印度教育の改善につき印度人の云はんとする點は合同委員の報告に盡して居つて一言の加ふべき必要がない。印度教育の監督を印度人の手に移すことは目下の印度財政の状態にてはその時期にあらずと思ふ。今日印度に於ては増税の餘地がない故に直ちに教育改善を實行せんとするには、左の二途の内一を選ぶ外はあるまい。則ち印度諸官署の經費を節減して教育上の新施設に要する經費を捻出するか、新たに公債を起すにある。併し節減の餘地なしとすれば、第二の方法があるばかりである。印度教育は印度將來の發展の基礎であるから、縦し特に公債を起すも止むを得ぬ。教育事業は一日も速に改善せしめねばならぬ。教育に關する印度人の希望としては健實なる無月謝教育を總ての印度の青少年

女に施し十八歳迄義務教育にしたい。一九一八年改定の英國教育令は印度にも實施されんことを望むのである。

教育の事たる一日も忽にすべきでない、教育の良否は單に印度の問題にあらずして、人類一般に及ぼす重大問題である。全世界總人口の五分の一を占むる三億以上の印度人の協力なくしては、世界の秩序を保つこと能はざるべく、印度人が無教育の状態にありては世界の安全は期し難いと思ふ。印度が世界の進運に協力せなければ、世界の進歩に大なる妨害である。

## 八、壓迫されたる印度の産業

一國百般の制度はその國民の精神と境遇との反射である。政治の終局目的は、生の自由である。生に關する充分の理解を以て自由に生活し、理想を實現することである。自國文明の發展である。他國民との區別を明示する爲に、國民共有の目的を確立することである。獨立の名譽を有し對内的には平和な、對外的には無干渉の位置を確立することである。印度人は他國を征服領有する野心はない、外國市場を掠取せんとする希望もない。また吾文化文明を他國に強ひんとすの期待もない。今や印度は他國に統治され、外國の武力を以て守護され、外來の教師に依つて教育され、世界の劣等國民として待遇される。一般民衆は愚昧で、貧弱で、悲惨なるものである。印度人は解放されない。印度を富まさ

んとするのは果されない望であつて、その實現は豫想されない。英國人の得て居る自由は印度人は持たない。諸侯や僧侶の跋扈は止まない。特權階級の勢力は衰へない。併し總體から言うて、印度人を劣等國民とするのは當らない。

印度人と歐洲人との差は程度の問題であつて、素質の問題ではない。印度人はその素質の比較に於ては歐洲人に劣らない。米國に於て階級や特權が社會を支配するのは、印度と異なることはない。米國の私刑は印度に見られない。米人が黒奴に對して抱く人種的憎惡は印度にはない。地球上如何なる國家にも最善なる社會状態は存在せぬ。而已ならず、印度人の優秀なる點も多々ある。英領となつてから印度は飲酒の惡風が盛んになつたが、印度人は比較的眞面目である。

印度人の衛生法は個人的にも家族的にも歐洲人より優れてゐる。印度人の生活の標準は簡單で高尚である。社會的理想は人道的である。印度人の靈的熱情の優秀なるは世界に比がない。印度人は武力主義にも傳道主義にも信を措かない。西洋の現代式偽善家の特徴である強烈なる所有慾や淺薄なる華美生活や、耽溺生活に對する慾望は印度人は有たない。印度人は親切で、愛想よく、温和で、規律がある。互助の精神に富み、恭謙に、平和を愛好する民族である。之が印度人の國民性であるが、悲い哉この國民性あるが爲めに印度は他國の爲に政治的にも經濟的にも冷遇せられるのである。

印度には未だ歐洲に見る如き資本主義や地主々義は發達しない。印度に於ても異なる階級間には

争闘が行はれるが、同一階級には共同と親和の精神が濃厚である。英國直接統治外の土人部落に於ては、政府と其の下役の地主とが連合して非常に多額の借地料を農民から取り立てたので、地主と農民との間には甚だしき不和が起つたが、村落に於ては農民と職工との間には競争、軋轢は少しもなく、貧富の差は西洋に於ける如く著しくなかつた。

然るに英國統治以來萬事に大變化を來し、現代的生活の美點は採用せず、政治上また財政上の種々なる事情からして、印度古來の良風は廢り、古來の村落は破壊された。往時の共同購買法は捨てられ、個人的取引に變更された。土地は精密に測量して課税し、共有の土地は私有となり、地價は不當なる騰貴をした。金貸業者は英國統治前は村民に卑められたものであるが、今は社會の最上層に居る。金貸業者は最良の土地を所有して、農民の靈肉共に其左右する所となつた。協同は變じて競争となつた。村落や階級間の協同團結は破られ、無制限、不統一の競争となつた。印度には救貧に關する法規は無用であつた。孤兒院、養老院の必要もなかつた。要するに組織的な團體的救助は要しなかつた。衣食に窮して死する者はなかつた。慈悲は慈悲としてではなく、義務として行はれた。適種生存と云ふ心配は印度には起らなかつた。大製造所、大工場もなかつた。個人は各々その業に安んじた。職工は自分の家で物品を製造して、直接之を賣つた。日常の生活必需品は安價であつた。それで職工は製品の量を思はないで、實に心を籠めた。製品は利益のみを目的とせずして、職工の趣味であり、名譽であ



つた。今はこの美風はない。利益にのみ熱注して、趣味や、名譽でなくなつた。彼等は産業文明の競争場裡に追ひ立てられた。

印度の政治改革者や、自由貿易論者の不平の主なるものは、英國政府が印度人の産業的進歩を阻止して、その自由なる發達を遂げしめず、總ての計畫が英國の利益をのみ目的として、印度の幸福を計らないと云ふのである。世界各國民は産業發達の自然の法則に依つて進歩して居るから、印度も同一の法則の下に繁榮せんことを求むるのに、英國はこれを許可せぬ。大戰は世界と共に印度人をも覺醒した。從來印度に行はるゝ産業政策は印度を滅亡に導くものであることが明白である。政治家も、經濟家もその政見を再考して新たに方針を樹て直さなければならぬ。現歐洲文明は死滅の運命にある。吾等は資本家や地主の權力を増加し、將に滅亡に瀕する資本家本位の産業主義を吾國に輸入する如き愚を學んではならぬ。現代の印度に於ける政治は英、印の資本家と地主との政治である。政權は戦時の暴利獲得者に渡つて居る。國會や州會の選舉權はベンガル、アウダの大地主や、ボンベイの富豪や、英商や、英國人の團體や、商業會議所や、マホメット教徒や、印度教徒に與へられ、一般の納稅者は何等得る所がない。

大正十三年四月二十五日印刷  
大正十三年四月三十日發行

## 朝鮮總督府

京城府長谷川町七十六番地

印刷所 會社近澤印刷所

25962

終